

十 管 区 水 路 通 報

第 39 号

(令和8年10月9日～令和8年10月15日 掲載分)

- ・ [第 348項 九州西岸 - 八代港、大築島 護岸完成](#)
- ・ [第 349項 九州西岸 - 甑島列島西方 ～ 南西諸島 - 奄美大島南方 海上訓練](#)
- ・ [第 350項 九州西岸 - 福岡湾東方 灯標について](#)
- ・ [第 351項 南西諸島 - 草垣群島 灯台灯質等変更 \(予告\)](#)

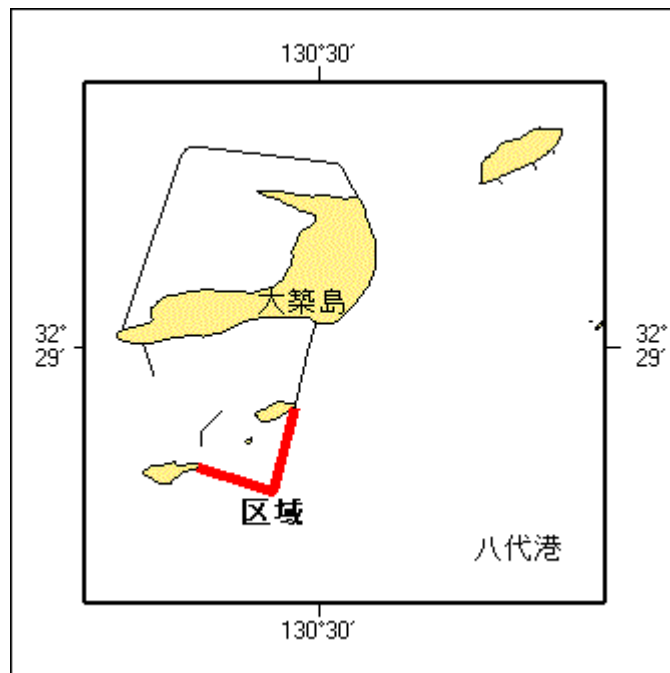
★8年348項九州西岸 - 八代港、大築島 護岸完成

護岸が完成している。

区 域 3地点を結ぶ線上

- (1) 32-28-43.6N 130-29-39.9E (岸線上)
- (2) 32-28-40.2N 130-29-52.4E
- (3) 32-28-51.8N 130-29-55.9E (岸線上)

海 図 所 W1243-W170-W174-W169-W206
出 所 十本部海洋情報部



★8年349項九州西岸 - 甑島列島西方 ～ 南西諸島 - 奄美大島南方 海上訓練

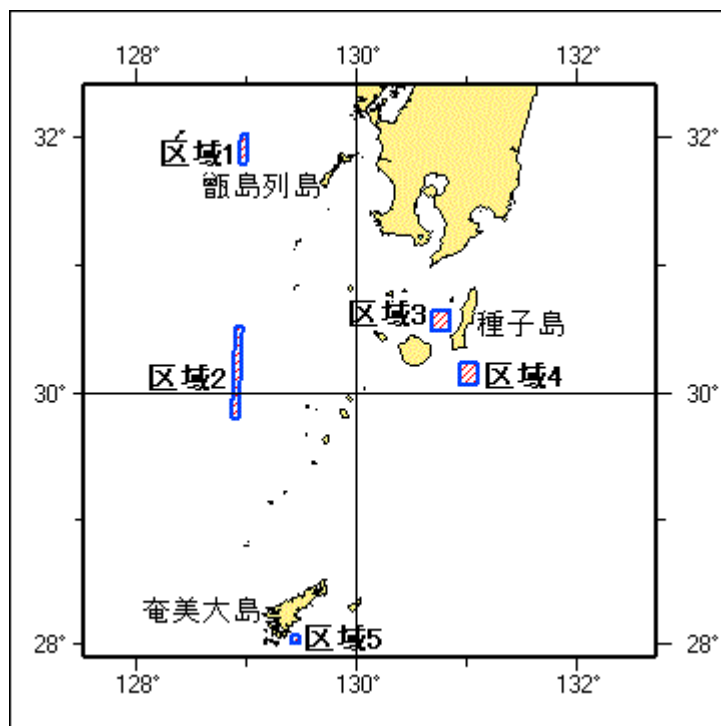
自衛隊による海上訓練が実施される。

期間1 令和8年10月19日、1200～1600

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 32-02N 128-56E
- (2) 32-02N 129-00E
- (3) 31-48N 128-59E
- (4) 31-48N 128-55E

期間2	令和8年10月20日、0800～1600
区域2	4地点により囲まれる区域 (5) 30-32N 128-53E (6) 30-32N 128-57E (7) 29-49N 128-55E (8) 29-49N 128-51E
期間3	令和8年10月20日、0900～2200
区域3	4地点により囲まれる区域 (9) 30-40N 130-40E (10) 30-40N 130-50E (11) 30-30N 130-50E (12) 30-30N 130-40E
期間4	令和8年10月21日、0900～2200
区域4	4地点により囲まれる区域 (13) 30-15N 130-55E (14) 30-15N 131-05E (15) 30-05N 131-05E (16) 30-05N 130-55E
期間5	令和8年10月23日、0700～1200
区域5	4地点により囲まれる区域 (17) 28-05N 129-24E (18) 28-05N 129-28E (19) 28-01N 129-28E (20) 28-01N 129-24E
備考	自衛隊船舶及び無人航空機(ドローン)による搜索訓練
海図	W211-W213-W187-W180-W437-W1002-W1072-W210-FW210-W1001
出所	海上自衛隊第1術科学校



★8年350項 九州西岸 — 福岡湾東方 灯標について

(十管区水路通報8年30号258項削除)

「七通瀬灯標」(灯台表第1巻、6367)(32-32.8N 130-06.3E)の頭標は復旧した。

海図 W203-W169-W206-W213
出所 十本部交通部

★8年351項 南西諸島 — 草垣群島 灯台灯質等変更(予告)

(十管区水路通報8年36号318項関連)
草垣島灯台(灯台表第1巻 6901、M4802)(30-51.7N 129-27.9E)は、灯質及び光達距離が変更される。
変更予定 令和8年10月下旬
灯 質 [变更后]単せん白光 毎10秒に1せん光
[变更前]群せん白光 毎20秒に2せん光
光達距離 [变更后]20海里
[变更前]7海里
海 図 W211-W1222-W180-W182A-W437
出 所 十本部交通部
